

## 平成30年度財政援助団体等監査の指摘事項について

## 指摘事項1

木更津市が出資している、かずさエフエム株式会社の平成29年度株主総会で使用するためとして市民活動支援課が申請を行い、さらに使用料を免除して会議室を使用させたことは適切ではないので、使用料を徴収するとともに、今後木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例、及び木更津市市民活動支援センター管理運営規則に従い適正な事務処理をされるよう改められたい。

## 対応

平成30年6月27日に、かずさエフエム株式会社より会議室の使用料の徴収を行いました。

今後は、木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例、及び木更津市市民活動支援センター管理運営規則に従い適正な事務処理の執行を徹底いたします。

## 指摘事項2

市民活動団体の登録の審査、会議室の使用許可などを指定管理者に行わせているが、市で定める審査基準がないことにより基準が不明確なままで審査を行わせていることは適切ではないので、木更津市行政手続条例に従い早急に審査基準等を作成し公開するとともに、厳正かつ公平な審査を行わせるよう改められたい。

## 対応

木更津市行政手続条例に従い、今年中に適切な審査基準を整備するとともに厳正かつ公平な審査を行うよう徹底いたします。

また、審査基準の作成していくなかで、疑義等生じた場合には、市民活動支援センターの運営協議会の議題として研究を行ったうえで審査基準を作成させていただきます。

現在は、審査基準として、「市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例」の逐条解説、また、指定管理者側としては、登録基準となるシートを作成しております。

### 指摘事項 3

事故報告や自主事業の変更申請などにおいて、電話・口頭での報告があったものの指定管理者から書面での報告を受領せず、さらには録取書などの書面での記録すら行っていないものがあるが適切ではないので、今後適正な事務処理をされるよう改められたい。

対応

仕様書に基づき、今後は適正な事務処理を徹底いたします。

### 指摘事項 4

登録変更届出書や会議室使用許可申請書の受領にあたり、一部記載がないものや鉛筆書きのままで受付しているものが見受けられた。書類の受付に当たっては十分確認を行い適正な事務処理を行うよう改められたい。

(三幸株式会社回答)

対応

指定管理者にて公文書取扱注意事項を徹底するよう指導いたします。

また平成 30 年 6 月 26 日に受付業務研修を指定管理者にて実施いたしました。今後も、毎月 1 回職員ミーティングと、受付業務研修を実施し、基本協定書及び関係法令に則り、適正な事務処理を徹底いたします。

### 指摘事項 5

会議室の有料利用について、使用後に料金を領収していることや、利用の当日に使用申請を受理し使用させていることは適切ではないので、木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例、及び木更津市市民活動支援センター管理運営規則に従い適正な事務処理をされるよう改められたい。

(三幸株式会社回答)

対応

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例、及び木更津市市民活動支援センター管理運営規則解説と、受付業務ロールプレイ研修を指定管理者にて、平成 30 年 6 月 26 日に実施したところでございますが、今後も、毎月 1 回職員ミーティングと、受付業務研修を実施し、関係法令に則り、適正な事務処理を徹底いたします。